

東京都8020運動推進特別事業の検討体制について

これまでの8020運動推進別事業の検討体制について

東京都では、平成13年度より、国の補助事業を受け、8020運動推進特別事業を実施。

東京都8020運動推進特別事業検討評価委員会」を設置し、東京都で実施する8020運動推進特別事業の内容を検討し、事業を実施してきた。

「8020運動推進特別事業検討評価委員会」事業実施にあたり、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画や評価を行う委員会が必置（8020運動・口腔保健推進事業実施要綱による）

8020運動・口腔保健推進事業実施要綱の変更（案）

国要綱の改正案（平成28年度）

「8020運動及び口腔保健の推進に関する検討評価委員会」を設置することが示された。

改正案の趣旨

8020運動推進特別事業のみならず、広く歯科保健の事業の内容を検討する委員会として活用。他に、歯科保健事業を議論する会議体があれば、その会議体の活用も可能。

平成28年度における
8020運動推進特別事業の検討体制について（案）

東京都歯科保健対策推進協議会」における協議事項は、都の歯科保健対策の評価と今後の進め方に関することを協議」としている。（東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱による）

そのため、国要綱の改正趣旨に則り、東京都歯科保健対策推進協議会を「8020運動及び口腔保健の推進に関する検討評価委員会」に充てることとする。

東京都歯科保健対策推進協議会の設置要綱の改正
国補助事業の実施内容を検討する旨を明記する。

東京都歯科保健対策推進協議会の委員構成の変更
歯科保健医療サービスを利用する立場にある者、介護保険関係者、産業保健関係者等を加え、ライフステージに沿った課題について広く協議する場とする。